

被災写真の撮影要領

表2-2 調査における被災写真撮影要領

判定マ-12

- 1、被写体に関する記事の写し込み(ホワイトボード等)に書き込み
 - 必須：災害名称、整理番号、撮影年月日・時間、被災地住所
- 2、撮影範囲等
 - 一つの被写体について、全景写真、局部写真を各1枚以上
- 3、撮影に当たっての留意事項
 - 全景写真：被害の始点と終点がわかるように。
局部写真との位置関係がわかるように。
 - 局部写真：目立つ建物、構造物等を入れ撮影箇所がわかるように。
ポール、コンベックス等を利用し、被災対象物の長さ、幅、深さ、移動量等がわかるように。
擁壁などの被災は、破損していない部分を入れて撮影。
- 4、写真の整理は、平面図や調査票と対応できるように。

123

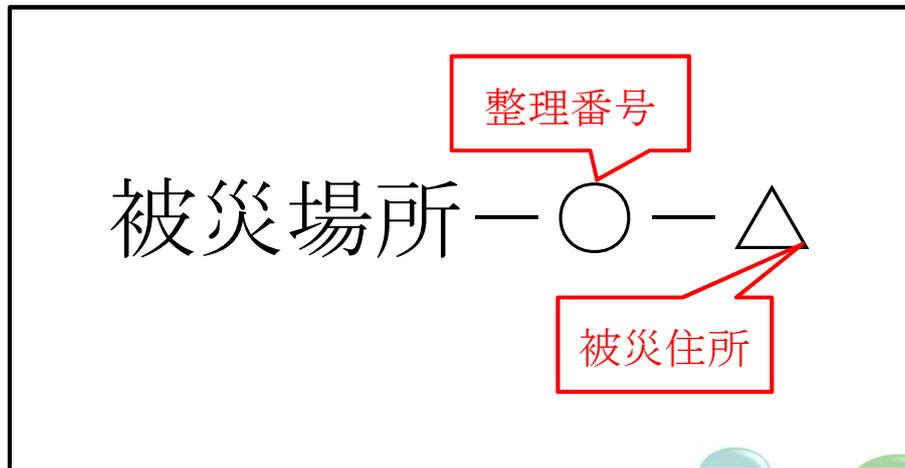
4. 判定活動(役割分担)

役割分担



124

4. 判定活動 (ホワイトボードの記載例)



125

4. 判定活動 (写真撮影)



全景写真



局部写真



全景写真



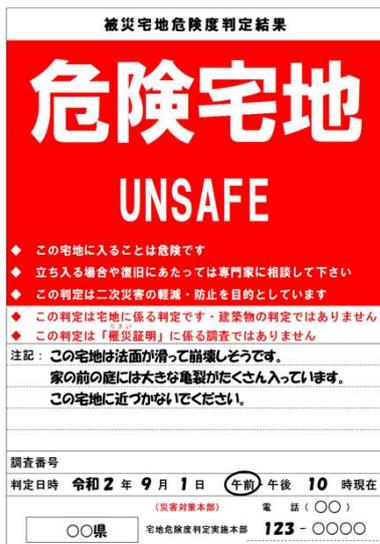
判定結果
貼付状況

126

判定結果のステッカー



判定ステッカーによる現地表示例



ステッカーには、以下の内容を簡潔に記入する。

- ① 何が危険であるか
- ② 判定日時
- ③ 宅地危険度判定実施本部の連絡先
- ④ 無被害の場合は、「簡易記録」として記載を省略してもよい。

図-3 危険度判定ステッカーの記入例

判定ステッカーによる表示例



129
129

判定ステッカーによる現地表示方法

判定士は、調査票による被災宅地危険度判定結果から被災程度に応じたステッカーで現地表示を行う。ステッカー添付する場所は、その宅地に入出入りする人、その宅地の周辺の人が目に付きやすい場所とし、玄関先、塀、擁壁、車庫などにガムテープ、針金など貼り付け、風などで飛ばないようにする。

なお、雨が当たりそうな箇所では、ビニールなどで覆うとよい。

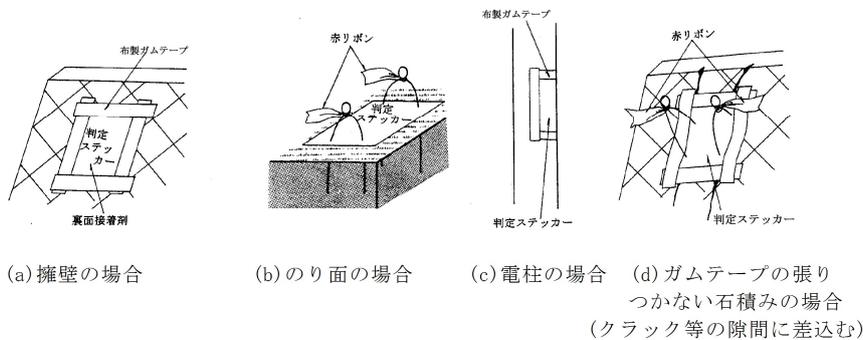


図-4 判定ステッカーによる現地表示方法(例)

130

6. 判定結果のとりまとめ

判定マ-65

- ・判定票のチェック、図面の補足、写真の整理等



131

7. 判定調整員への報告

判定マ-65

- 判定票、写真、メモした被災状況図等により説明
 - ・ 判定結果
 - ・ 被災の状況
 - ・ 周囲の状況
 - ・ 今後予想される危険性(拡大の見込み、緊急度)
 - ・ 応急処置の内容
 - ・ 住民の方への説明状況



132

ご静聴ありがとうございました

公益社団法人 全国宅地擁壁技術協会